

精神障害者スポーツ事業基金補助金交付要綱

平成23年8月31日制定

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）は、精神障害者スポーツの振興を図るため、予算の範囲内において、精神障害者スポーツ事業基金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、全国障害者スポーツ大会ブロック地区予選会（精神障害者バレーボール部門）の実施事業とする。

(補助の対象者)

第3条 この補助の対象者は、日本国内に居住または活動する（団体）で、次の各号に適合するものとする。

- (1) 各ブロック地区予選会を開催する地元主催団体
- (2) 各ブロック地区予選会開催の参加費（エントリー料 1チーム2万円）の納入を前提とした大会を開催できる団体

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、各ブロック地区予選会開催年度の毎年4月に前条（1）（2）の補助金交付対象団体に、委員会が別途通知する。

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、精神障害者スポーツ事業基金管理運営規則第21条の（1）及び（2）の額以内とする。

(補助金交付申請書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、委員会に提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第7条 補助金交付事業の決定にあたっては、委員会が決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 委員会は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するために必要なときは、交付の条件を付することができる。

(実績報告書)

第9条 補助金を受けた団体は、補助の対象となった事業が完了したときは、補助活動の完了の日から1か月以内に、事業実績報告書(様式2号、別紙1～2)他委員会が指定した書類を委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定および通知)

第10条 委員会は、前条による実績報告を受けたときはこれを審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金振込口座届)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金振込口座届(別紙3)を委員会に提出するものとする。

(精算払)

第12条 補助金対象事業は精算払いとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 委員会は、補助金の交付決定の取消し、または既に交付した補助金の全部もしくは、一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 補助金の交付の内容およびこれに付された条件に違反したとき

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の申請、または補助金交付を受けたとき

(関係書類の保管等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、助成事業に関する経費に収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、助成対象事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

(附則)

1. この要綱は平成23年8月31日から施行する。

2. この要綱は委員会の議決を経てこれを変更することができる。